

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第42号

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則

京都市東京事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次長」を「次長 2人」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 次長は、担当事務につき、所長を補佐し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第4条中「所長に事故があるときは」の右に「、主管事務につき」を加える。

第5条各号列記以外の部分中「である」を「とする」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 首都圏におけるシティセールスに関すること。

第6条中「所轄局長は」の右に「、次長」を加える。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)